

様式第2号（第7条関係）

指令番号

伊予市指令第 号

年 月 日

交付決定日

様

伊予市長

印

伊予市バス・タクシー事業者雇用維持等支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊予市バス・タクシー事業者雇用維持等支援金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 支援金の額 金 円

2 補助金交付条件

- (1) 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して検査を行い、又は報告を求めることがあること。
- (2) 伊予市補助金等交付規則（令和3年伊予市規則第9号）及び伊予市バス・タクシー事業者雇用維持等支援金交付要綱（令和4年伊予市告示第 号）に従わなければならないこと。これらの規定に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を求める場合があること。
- (3) 支援金の交付決定者は、支援金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないこと。